

(別紙1)

移住支援金の支給申請に関する誓約事項

- 1 大泉町移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、大泉町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、大泉町移住支援金支給要項に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満の期間内に大泉町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（一般、専門人材及び地域の担い手として就業した職）を辞した場合：全額
 - (4) 移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大泉町以外の市区町村に転出した場合：半額